

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 市立幼稚園、市立小・中学校の臨時休業及び 保育所・学童保育等の利用自粛期間の延長について

- 国の緊急事態宣言の動向や県内の感染状況等を踏まえ、学校再開等の判断を行うために、県教育委員会から臨時休業の延長の要請があり、本市としては、このことを踏まえ、5月6日（水）までとしていた臨時休業を、当面、5月10日（日）まで延長することといたします。
- 保育所・学童保育等については、保護者が仕事を休むことが困難な子どもの居場所の確保の観点から休業とはしませんが、子どもたちの感染防止のため、家庭での保育が可能な保護者の方は、できる限り利用を控えていただくようお願いいたします。

1 市立幼稚園、市立小・中学校の休業期間の延長について

- 当面、5月7日（木）～5月10日（日）を休業延長期間とします。

- 5月11日以降の対応については、今後の国の緊急事態宣言の方針や県からの要請を確認次第、判断してお知らせします。

2 臨時休業中の園・学校預かり、学童保育について

- 児童生徒の学校預かり、放課後児童クラブ（学童保育）は、現行を継続いたします。これまでご協力いただいていた通り、できるだけ家庭等で対応していただくことをお願いいたします。

3 認可保育所・認定こども園・小規模保育所について

- 当面、5月10日まで利用自粛期間を延長します。
これまでと同様、適切な感染予防対策を講じたうえで開所いたしますが、家庭での保育が可能な保護者の方は、利用を控えていただくようお願いいたします。

4 保育所・学童保育等の保育料について

- 自粛をお願いする期間中に利用を控えた場合（欠席した場合）、利用者負担額（保育料）は日割り計算にて減額いたします。手続き等、詳細な取り扱いについては決まり次第、別途ご案内いたしますのでしばらくお待ちください。